

政府は、国民一人ひとりに割り振る 12 桁の番号（マイナンバー）制度の利用拡大を目指して、新たな基本法を制定する方針を固めた。

マイナンバーを使って、コンビニ店の端末や銀行の ATM での銀行口座の開設や、印鑑登録や戸籍謄本のコンビニでの発行などにつなげる狙いがある。

5 月 29 日の産業競争力会議で正式決定し、6 月末をめどにまとめる政府の成長戦略に盛り込むという。

マイナンバーは、税と社会保障、災害対策の 3 分野に限って活用が認められている。これを生活の様々な場面で使えるようにするため、基本法案となる IT 利用法案(仮称)を 2016 年度の通常国会に提出する予定だ。

同法案には、① 重要な取引を行う際、書面や対面で説明を受けて署名や押印を行う原則の見直し ② マイナンバー制度を含めた情報の利用拡大 —— などを盛り込む。

さらに、関連法案を見直すことで、将来的にはマイナンバーを登録している住所を変更すれば、引っ越し時に電気、ガス、通信会社などの登録情報を一括して変更できるようにする。

また、マイナンバーを健康保険証として使ったり、タバコの自販機での年齢確認に活用したりすることも想定している。

マイナンバーは、今年 10 月から国民に通知され、希望者には 2016 年 1 月から順次マイナンバーカードが交付される。ただ個人情報の漏えいを懸念する声もあり、どの分野で利用範囲を拡充するかは慎重に判断する方針だ。

あたかもこのような懸念が現実となったのが 5 月上旬、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、職員の PC がサイバー（標的型攻撃メール）によるウイルスに感染し、年金受給者や加入者の個人情報約 125 万件が外部に流出した事故が発生した。55 万件分は同機構内規に違反してパスワードを設定しておらず、誰でも開くことができる状態で流出したといわれる。大量の個人情報を扱う専門組織ですら、この意識の低さである。行政業務遂行の合理性、迅速性を優先させたとも見える、マイナンバーの制度設計においても上述のサイバー攻撃への対策をより強化しなければ、国民の不安・懸念は増大していくのではなかろうか。

マイナンバーを用いた公的機関の情報交換は専用回線を使うので、ネットとは切り離されており、マイナンバー制度が情報漏えいのリスクを高めることはないといわれているが、安全対策でゼロリスクはないと断言できる。

この事件は、年金制度への信頼に与えたダメージは計り知れないものだ。

マイナンバー制度は、行政の効率化や適正な社会保障給付のためには重要な仕組みとはいえ、情報のセキュリティと取り扱いには一層の厳格さが求められる。

(2015/06/04 読売新聞から )